

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	23	担当課	障がい福祉課
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	26の5	不利益処分の種類	特別障害者手当の返還
(根拠規定)					
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (準用)					
第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。					
(支給の制限)					
第二十二條 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二條の規定を適用しない。					
2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。					
一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十二條に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当					
二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当					
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第二十二條の政令で定める額)					
第七條 法第二十二條に規定する政令で定める額は、同條に規定する扶養親族等がないときは、三百六十四万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十四万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。					
(特別児童扶養手当に関する規定の準用)					
第八條 第二條第二項の規定は、法第二十一條に規定する所得の額について準用する。					
2 (略)					
3 (略)					
4 (略)					

(法第六条及び第七条の政令で定める額)

第二条 (略)

2 法第七条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、六百二十八万七千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金 額
一 人	六、五三六、〇〇〇円
二人以上	六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき (当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき) 六〇、〇〇〇円を加算した額)

○民法

(扶養義務者)

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 (略)

3 (略)